

令和7年度

五戸町

地域密着型サービス事業者

公募要項

令和7年4月

五戸町 介護支援課

1. 公募の趣旨

五戸町では、「第9期五戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、令和6年度から令和8年度までの間に地域密着型サービスに係る事業所を整備することとしております。

この公募は、本計画に基づき、質の高いサービスの提供を目的として、その継続性・公平性を確保し、適切な地域密着型サービス事業を選考するため、公募を行うものです。

2. 公募する地域密着型サービス事業者

サービスの種別	整備数	登録定員	整備区域
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)	1事業所	29人	五戸町全域

3. 応募資格

- (1) 法人格を有する団体（指定申請時に法人格を有するものを含む）であること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項（指定に係る欠格事項）に該当しないこと
- (3) 既存法人の場合、介護サービス事業者として過去5年以内の指導・監査等において行政処分（指定の取消し、指定の全部または一部停止等）を受けていないこと。
- (4) 法人及び法人代表者に、国税・地方税の滞納がないこと。
- (6) 五戸町の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に規定する手続き開始の決定を受けていないこと。
- (8) 法人及び役員（就任予定者を含む。）等が暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない団体であること。

4. 応募要件

- (1) 施設整備について
 - ① 整備に当たっては、都市計画法、建築基準法、農地法、消防法、介護保険法、老人福祉法、その他の関係法令を遵守すること。
 - ② 次の各種基準等を十分に確認すること。
 - ・ 五戸町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に係る基準に関する条例（平成25年五戸町条例第4号）
 - ・ 五戸町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年五戸町条例第5条）
 - ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日付け老計発第0331004号、老振発0331004号、老老0331017号）
 - ③ 町から要請があった場合、災害時における福祉避難所として協力すること。

(2) 土地及び建物について

- ① 事業予定地の土地及び建物は、法人自らが所有権を有していることが望ましいが、地上権の設定又は賃貸借契約により確保する場合は、事業の存続に必要な期間（25年以上）の賃借権を取得し、又はこれらの権利を取得することが確実であると見込まれるものであること。
- ② 事業予定地が、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。
- ③ 事業予定地が、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）又は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されていないこと。
- ④ 事業予定地が、国又は県で定める浸水想定区域に指定されていないこと。
- ⑤ 既存の建物を整備する場合は、現行の耐震基準を満たしていること、又は必要な耐震改修をしていること。

4. 公募スケジュール

(1) 公募要項の配布

- ① 配布期間 令和7年4月1日（火）から令和7年5月15日（木）
- ② 配布方法 町介護支援課窓口で配布及び町ホームページに掲載
※窓口配布は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
※町ホームページ：<https://www.town.gonohe.aomori.jp>

(2) 公募に関する質問

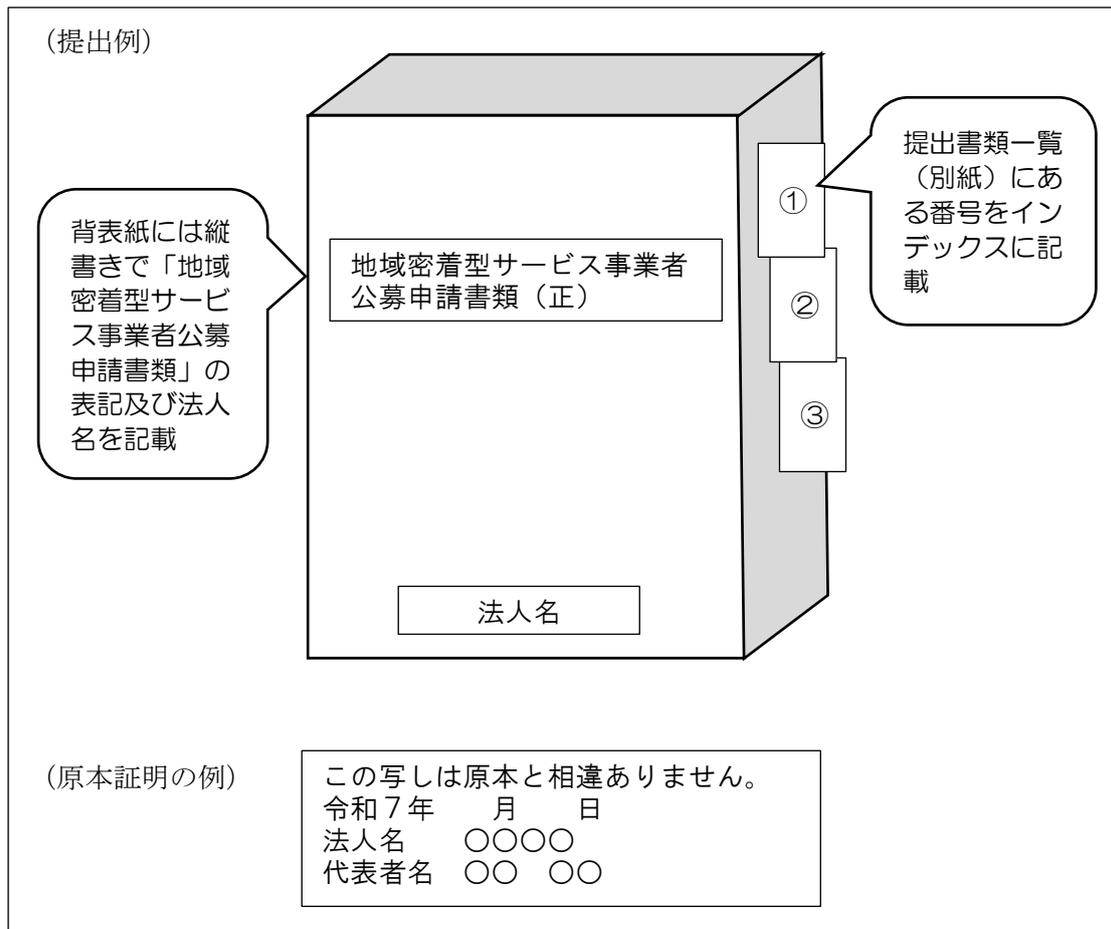
- ① 質問方法 町介護支援課まで「地域密着型サービス事業者公募に関する質問書」に記入の上、電子メールで提出してください。
※電話やFAX、口頭での質問は受け付けません。
※メールの件名は「地域密着型サービス事業者公募に関する質問」としてください。
- ② 受付期間 令和7年4月1日（火）から令和7年4月15日（火）午後5時まで
- ③ 提出先 五戸町介護支援課介護保険班あて
Eメール：kaigohoken@town.gonohe.aomori.jp
- ④ 回答方法 質問者に電子メールで回答するとともに、必要に応じて回答を町のホームページへ掲載します。

(3) 申請書類の受付

- ① 受付期間 令和7年4月15日（火）から令和7年6月13日（金）まで
（※土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- ② 受付方法 五戸町役場 介護支援課 介護保険班に持参
※提出の際は、事前に来庁日時をご連絡ください。
- ③ 提出物 （別紙）提出書類一覧の書類一式 正本1部及び副本1部（副本はコピー可）
※申請書類の様式は、町ホームページに掲載

5. 提出書類の作成方法

- (1) 書類は、A4サイズのフラットファイルに提出書類一覧（別紙）の順に綴ってください。
- (2) 正本と副本の区別ができるよう、「正」「副」の記載をしてください。
- (3) 書類は原則A4版とします。ただし、平面図等についてはA3版で作成し、A4サイズに折りたたんでください。
- (4) 書類ごとにインデックスを付けた中表紙を挟んでください。インデックスには、提出書類一覧の番号を表記してください。
- (5) 契約書類など応募書類に原本の写しを提出する場合には、必ず代表者名で原本証明をしてください。



6. 応募に際しての留意事項

- (1) 応募にかかる費用は、応募者の自己負担となります。
- (2) 応募書類提出後、誤字の訂正等軽微な修正を除き、提出された書類の内容変更は認められませんので、十分精査のうえ提出してください。
- (3) 提出された応募書類は、選定の結果に関わらず返却しません。また該当書類については、事業者選定の目的のみ利用し、他の目的には利用しません。
- (4) 応募書類提出後、選定前までにやむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名の署名及び押印した辞退届（任意様式）を提出してください。

7. 整備事業者の選考方法等

(1) 審査及び選定方法

- ① 審査は、書類による1次審査、プレゼンテーション・ヒアリングによる2次審査の2段階で行います。
- ② 応募が多数の場合は、1次審査の評価点数の合計点上位3者が2次審査の対象となります。
- ③ 2次審査は、五戸町地域密着型サービス事業者選考委員会の委員が評価項目に基づき採点します。
- ④ 1次審査と2次審査の合計点により順位をつけ、その結果に基づき町長が整備事業者を選定します。
- ⑤ 上記に限らず1次審査及び2次審査の合計点が満点の5割に満たない場合は、事業者として選定しません。

(2) 審査結果の通知及び選定結果の公表

- ① 1次審査の結果は、全応募者に文書で通知します。2次審査の対象となる応募者へは、日時を通知します。
- ② 整備事業者を選定された事業者には、令和7年8月上旬を目処に文書で通知するとともに、町ホームページで公表します。

(3) その他

- ① 整備事業者が決定した後に辞退した場合は、次点の事業者を繰り上げて決定する場合があります。
- ② 審査結果に関する問い合わせには一切応じないものとします。
- ③ 審査の過程で、町が必要と認める場合は、追加書類等の提出を求める場合があります。提出書類の追加等に応じられない場合は、応募を辞退したものとみなします。

8. 公募スケジュール

公募要項の配布	令和7年4月 1日 (火) から 5月15日 (木) まで
公募に関する質問受付	令和7年4月 1日 (火) から 15日 (火) 午後5時まで
提出書類受付	令和7年4月15日 (火) から 6月13日 (金) まで
1次審査	令和7年6月下旬
2次審査	令和7年7月下旬
整備事業者の決定	令和7年8月上旬

9. 施設整備等に関する補助制度

現時点では、補助制度の詳細は確定していませんが、参考までに令和6年度の補助金は次のとおりとなっています。

ただし、補助金の交付を保証するものではありません。また、町単独での補助金交付も行いませんので、資金計画の策定に当たっては補助金の不交付も想定し、これに対応できるよう計画してください。

【参考】令和6年度の補助金の概要

青森県が定める「地域密着型サービス等提供施設整備補助金」及び「施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金」を活用し、以下の範囲内で青森県知事が定める額を補助します。

- | | | |
|----------|--------------|-------------------|
| ① 施設整備費 | (新築の場合) | 36,600千円/施設数(上限数) |
| | (空き家を活用した場合) | 9,710千円/施設数(上限数) |
| ② 開設準備経費 | | 914千円/宿泊定員数(上限数) |

※ 土地の買収又は整備に要する費用は補助対象となりません。

※ 災害イエローゾーン及び災害レッドゾーン、浸水想定区域において新規整備する場合は、原則、補助対象となりません。

※ 補助金を活用して取得した建物等の財産については、処分制限期間の経過前に事業廃止や目的外使用等をする場合は、財産処分の事前承認が必要となります。また、補助金の返還が生じる場合がありますので注意してください。

10. 問い合わせ先

担 当	五戸町役場介護支援課 介護保険班
住 所	〒039-1513 五戸町字古館21番地1
電話番号	0178-62-7956
FAX 番号	0178-62-2216
E-mail	kaigohoken@town.gonohe.aomori.jp

提出書類一覧

番号	提出書類	様式等	備考
1	応募申込書	様式 1	
2	事業計画書	様式 2	
3	代表者の経歴書	様式 3	・資格証・修了証(写)を添付すること。
4	管理者(予定者)の経歴書	様式 4	・資格証・修了証(写)を添付すること。
5	介護支援専門員(予定者)の経歴書	様式 5	・資格証・修了証(写)を添付すること。
6	役員名簿	様式 6	
7	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項及び第 115 条の 12 第 2 項の規定に該当しない誓約書	様式 7	
8	地域密着型サービス事業者公募に係る誓約書	様式 8	
9	資金計画書	様式 9	
10	借入金返済計画書	様式 1 0	
11	資金収支見込書	様式 1 1	
12	開設予定地の位置図		・住宅地図等に開設予定地の位置を図示したもの。
13	開設予定地の現況写真		・開設予定地全体及び周辺の状況がわかるもの。
14	建物の配置図、平面図、立面図		・平面図は各室の用途及び面積を記載すること。
15	土地の登記事項証明書		・提出日前 3 か月以内に発行されたもの。
16	(提出日時点で自己所有以外の土地の場合) 土地の売買(贈与)確約書 又は 賃貸借確約書		・抵当権等、利用に制限がかかる可能性のある権利が設定されている場合は、権利が抹消される予定である旨を記載すること。
17	建物の登記事項証明書		・既存の建物がある場合のみ。 ・提出日前 3 か月以内に発行されたもの。

番号	提出書類	様式等	備考
18	(提出日時点で自己所有以外の既存の建物の場合) 建物の売買(贈与)確約書 又は 賃貸借確約書		・ 抵当権等、利用に制限がかかる可能性のある権利が設定されている場合は、権利が抹消される予定であることを記載すること。
19	法人の登記事項証明書		・ 提出日前3か月以内に発行されたもの ・ 新規法人の場合は、法人設立登記申請書(写)を提出すること。
20	定款又は寄附行為		・ 最新のもの ・ 新規法人の場合は、定款(案)を提出すること。
21	給与規程		・ 最新のものであること。 ・ 新規法人の場合は、規程(案)を提出すること。
22	就業規則		・ 最新のものであること。 ・ 新規法人の場合は、規則(案)を提出すること。
23	法人の運営実績	様式12	
24	納税証明書(国税及び地方税) ※滞納がないことの証明		・ 直近3年分 ・ 法人及び法人代表者分 ・ 新規法人は、法人代表者分のみ
25	決算報告書(貸借対照表、損益計算書、 財産目録など)		・ 直近3年分
26	地域住民・近隣住民への説明会 開催状況	様式13	・ 説明資料を添付 ・ 説明会未開催の場合は、開催予定日を記載。
27	開設までのスケジュール		・ 設計、施工、備品整備、職員採用、指定申請業務など運営開始までの日程を記載